

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【計算期間】	第5 特定期間（自 平成21年11月17日 至 平成22年5月14日）
【ファンド名】	G S B R I C s 株式ファンド
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国（以下「BRICS」といいます。）の企業およびBRICS経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。本ファンドは、追加型投信／海外／株式／自動けいぞく投資可能です。詳しくは下記をご覧ください。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外：投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式：投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （ ） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （ ） なし	日経225 TOPIX その他（ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 （ ）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産（投資信託証券（株式））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年4回：目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）

）に掲載されておりますので、ご覧ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国（以下「BRICs」といいます。）の企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる現地における企業調査等に基づき、優れた経営陣のもと持続的な成長の見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。

3ヵ月毎の決算時（毎年2月、5月、8月、11月の14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、収益分配を行います。（ただし、分配対象額が少額の場合や基準価額の水準等によっては、分配を行わない場合があります。）

1 本ファンドは、MSCI BRIC*インデックス（円換算ベース）を運用上の参考指標とします。

*2010年8月14日より、MSCI BRIC カスタム・インデックス（円換算ベース）から当該インデックスに変更しました。

2 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドには、BRICsへの投資に伴うリスクなど、さまざまなリスクが伴いますので、本ファンドへの投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

(2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2008年1月21日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

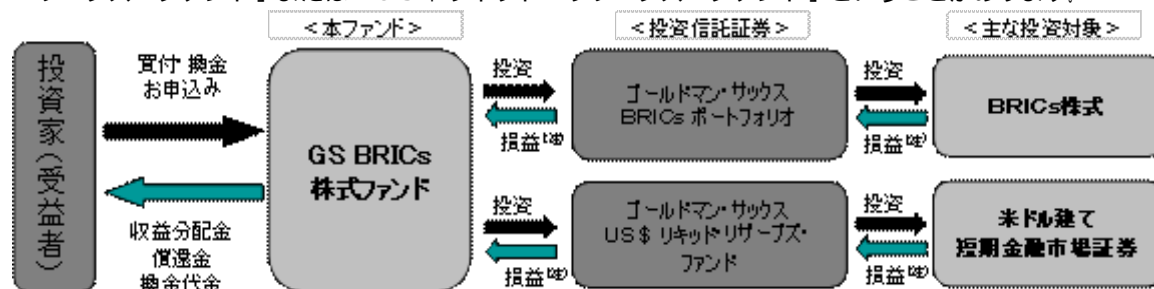
各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則としてBRICsポートフォリオの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

組入れ投資信託証券	主な投資対象
a. ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て） ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ	BRICs 株式*
b. アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て） ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	米ドル建て 短期金融市場証券

* BRICs ポートフォリオで組入れる株式については、各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

(注) 投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

以下本書において、本ファンドの主な投資対象である投資信託証券について、a. を「ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ」または「BRICs ポートフォリオ」、b. を「ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」または「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。



(注) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

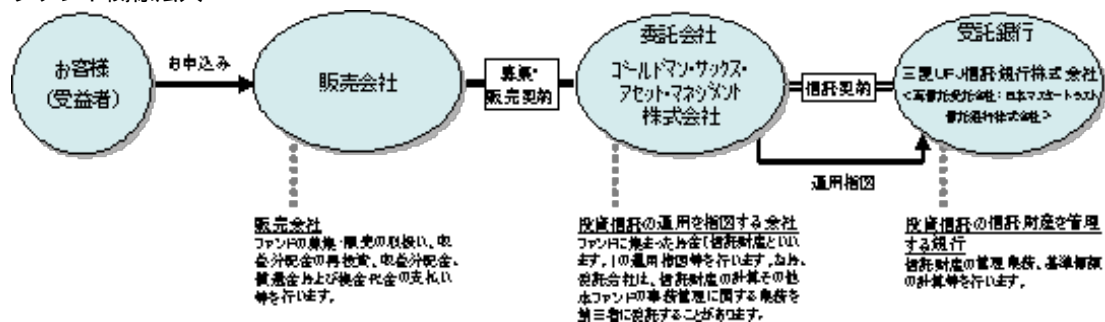
b. 受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

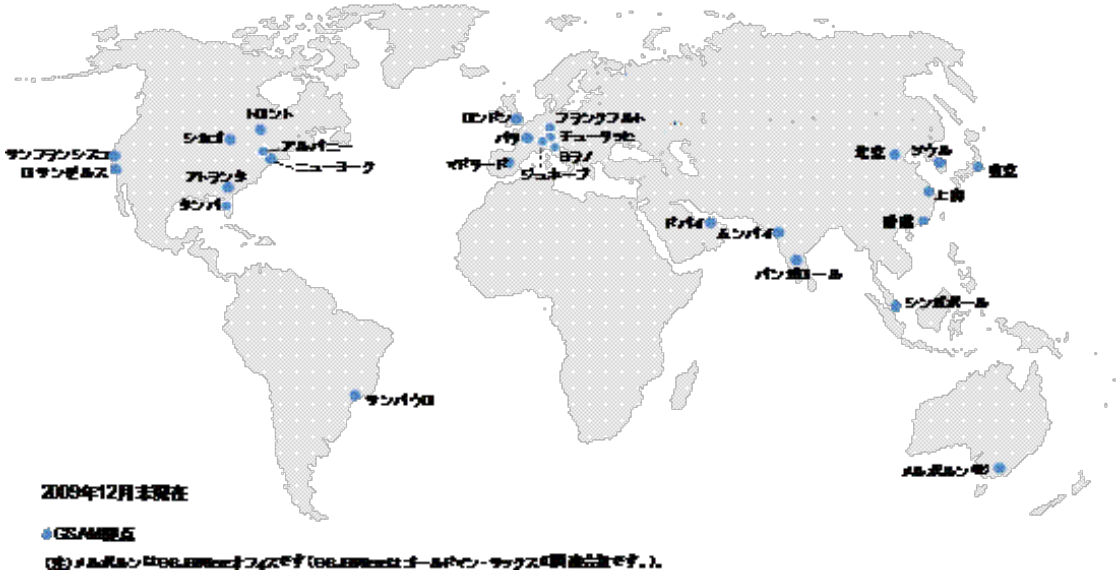


<ご参考> ゴールドマン・サックスの資産運用グループの概要 ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年12月末現在、グループ全体で7,534億米ドル（約69.4兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2009年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル＝92.1円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です(本書提出日現在)。

b．沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c．大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・エル・ ビー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 市ウェスト・ストリート200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 市ウェスト・ストリート200番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下B R I C s といいます。)の企業ならびにB R I C s 諸国経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資し、その組入れを高位に保ちつつ、米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券を主要投資対象とする投資信託証券にも投資を行います。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」ということがあります。）に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

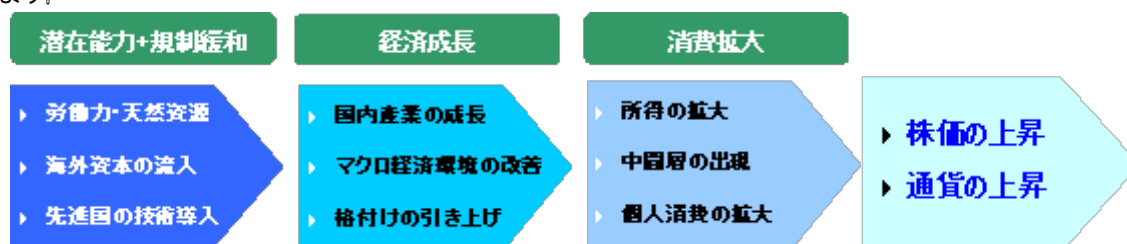
M S C I B R I C インデックス(円換算ベース)を参考指標とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

c．B R I C s の成長機会

B R I C s には、経済成長に必要な３つの要素である 労働力の伸び、 資本の増加、そして 技術の進歩が揃っており、持続的かつ高水準の成長が期待できると考えられます。

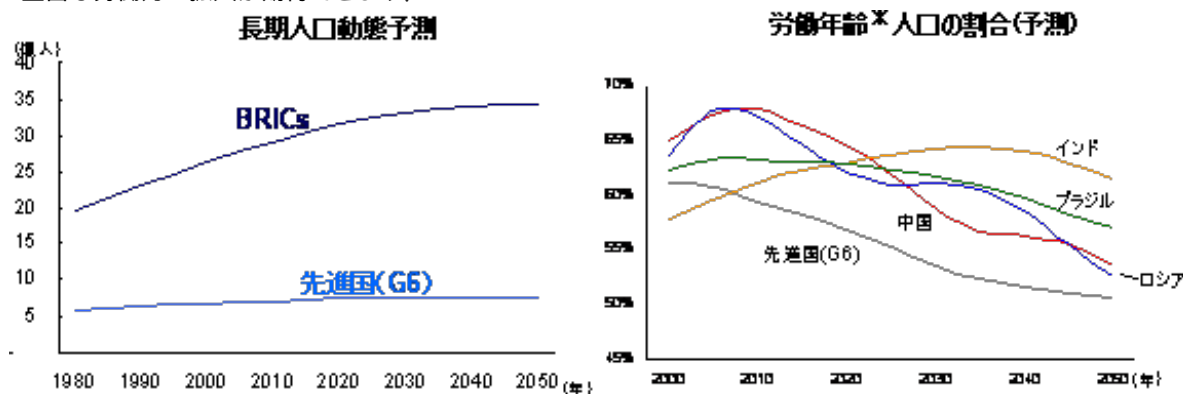
社会・経済・政治の不安定要素など様々なりスクが内在するものの、中長期的には大きな収益機会をもたらすと考えます。



上記は、経済成長に伴うB R I C s 経済の魅力について例示をもって理解していただくための概念図です。すべてを網羅しているものではありません。景気の後退・政治不安その他の要因により、上記のとおりになるとは限らず、株式や通貨の価格が下落することもあります。

豊富な労働力

世界の人口の約4割を占めるBRICsは、長期的にも人口増加が予測されています。BRICs各国の労働年齢人口の割合のピークは国によって異なりますが、総じて労働年齢に達する層が先進国と比べて多いことから、将来にわたり豊富な労働力の拡大が期待できます。



* 上記において、便宜上労働年齢を15歳から59歳までとしています。

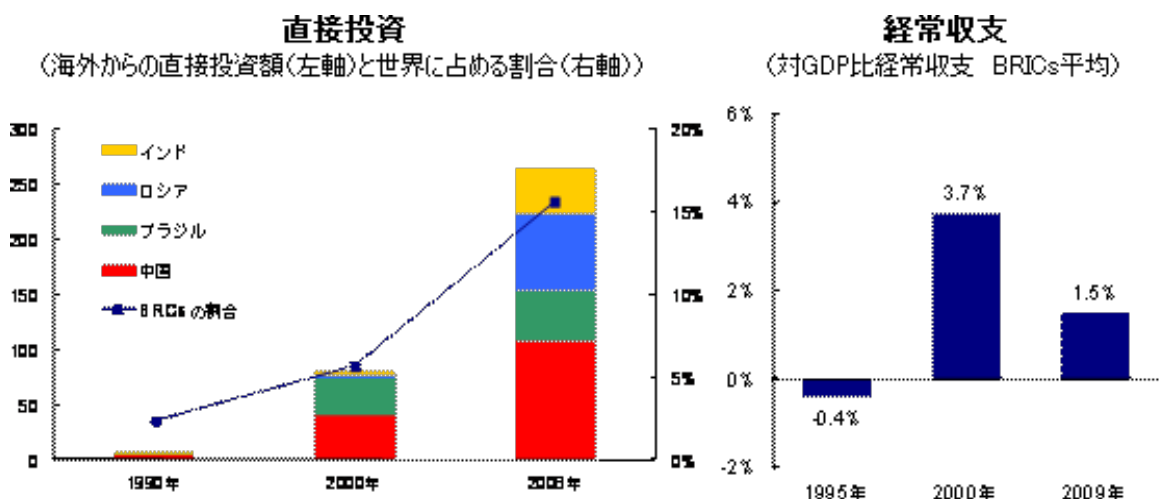
出所：国際連合 World Population Prospects 2008

上記は過去の実績および一時点における予想値であり、将来の結果を保証するものではありません。

海外資本の流入・先進国の技術導入

BRICsの対外開放政策等に基づき、先進国など海外からの直接投資が拡大しています。これは、経済成長に必要な資本の増加を意味し、同時に先進国の技術の導入を伴うことも考えられます。

経常収支のプラスの安定化は、信用度の向上や通貨価値の上昇をもたらし、次なる直接投資の誘因となります。



経済成長や規制緩和を背景に海外からの直接投資が増加

経常収支の改善を背景に安定的な経済成長を実現

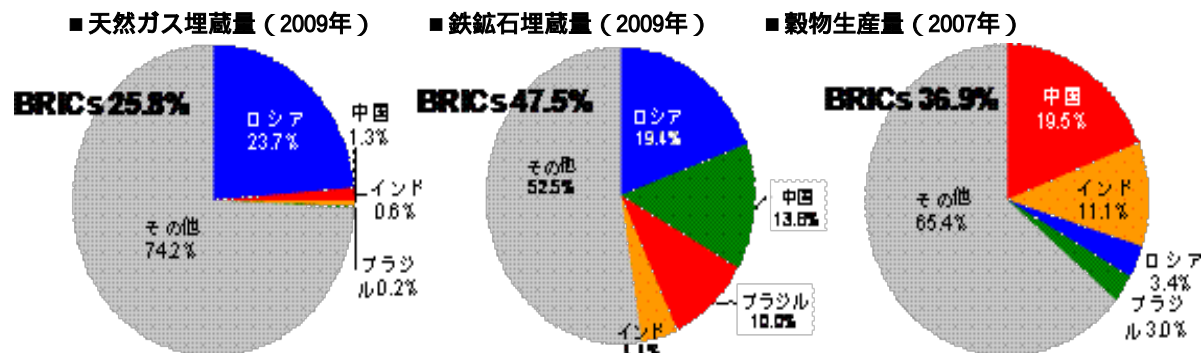
出所：国連貿易開発会議(UNCTAD)
World Investment Report 2009

出所：国際通貨基金(IMF)
World Economic Outlook April 2010

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

豊富な天然資源

広大な国土を有するBRICsは、豊富な天然資源を有しており、主要な輸出国です。資源・商品価格の変動は、それら輸出国の貿易収支に影響を与えます。



出所：BP、U.S. Geological Survey、FAOSTAT

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

d. BRICs株式の魅力

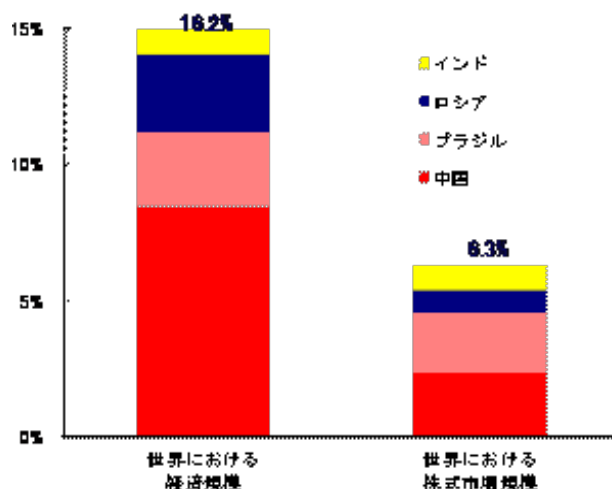
BRICs株式は、高水準の経済成長を背景に、2002年以降大きな成長が見られました。

BRICs株式と先進国株式の値動きの推移



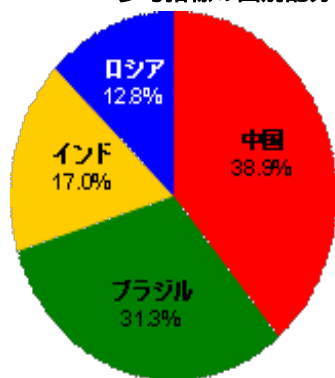
しかしながら、世界の实体经济におけるBRICs経済の割合に比べ、世界株式市場におけるBRICsの割合は低位にとどまっています。

世界におけるBRICsの経済規模と株式市場規模



左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

参考指標の国別配分



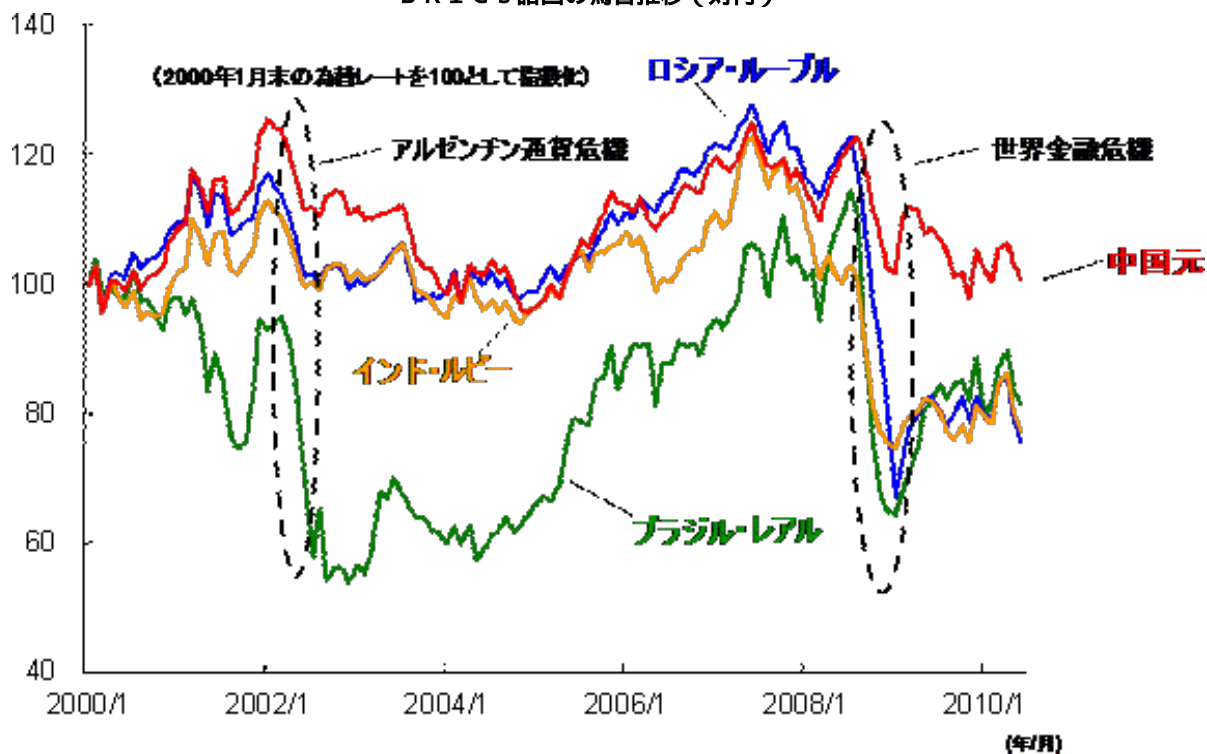
MSCI BRICインデックス(2010年6月末現在)

左記は本ファンドの参考指標の国別配分であり、本ファンドの国別配分ではありません。
また、左記以外の国に投資する場合があります。
左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

e. B R I C s の通貨の値動きの特徴

過去のデータによれば、B R I C s の通貨は値動きが大きい傾向があり、為替リスクには注意が必要です。また、社会・経済・政治の状況、他の国・地域における通貨・金融危機などによっては、一時的に大幅な下落を経験することもありました。

B R I C s 諸国の為替推移（対円）



出所：ブルームバーグ

期間：2000年1月～2010年6月

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

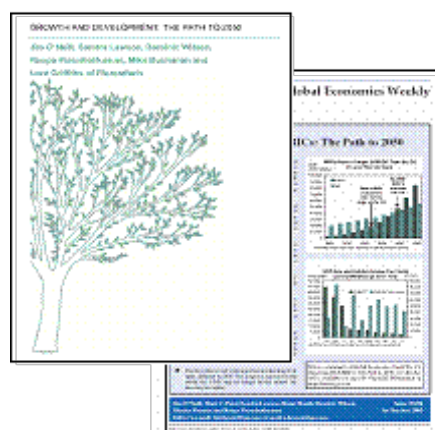
f.（ご参考）ゴールドマン・サックスとBRICs

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

BRICsは、ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の頭文字をとった造語で、2001年にゴールドマン・サックス・グループ経済調査部が初めて発表しました。

BRICsについての大胆な予測：2050年への道程

2003年10月にゴールドマン・サックス・グループの経済調査部が発表したBRICsに関する調査レポートが国内・外で大きな反響を呼びました。



概 要

<経済成長について>

40年足らずで、BRICs経済は米ドルベースでG6（米国、日本、ドイツ、フランス、イタリア、英国）を凌ぐであろう。

<為替について>

BRICsの米ドル建てGDP増加のおよそ3分の2は実質成長率の加速によるものとなり、残りは為替レートの上昇によるものとなる。

<消費動向について>

所得の増加によるBRICs各国内の消費支出パターンの変化は、様々な商品・サービスの生産・消費の創出や拡大をもたらそう。

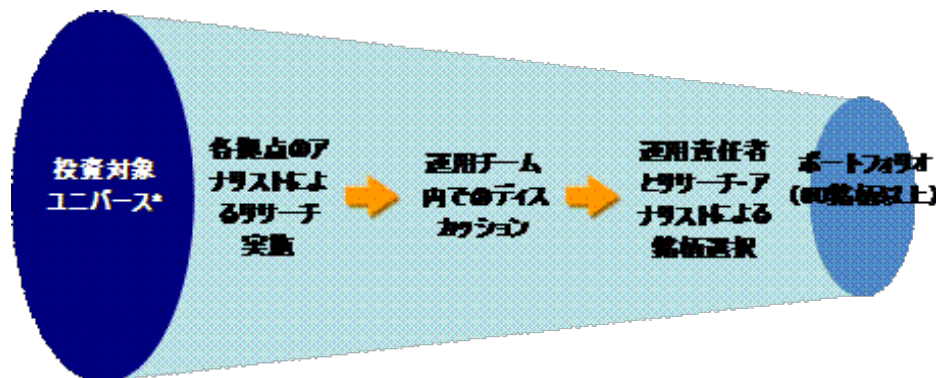
上記は一時点における予測であり、将来の結果を保証するものではありません。

本ファンドは一般的に「エマージング市場」に分類されるBRICsへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「3. 投資リスク」をご覧ください。

g. 運用プロセス

BRICSポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）のエマージング市場株式チームが主として担当します。エマージング市場株式チームは、世界各国に配置されたアナリストがリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。また、チーム運用により、運用プロセスの継続性を維持することを重視しています。

以下のプロセスに従って、トップ・ダウン・プロセスを活用したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行います。



* BRICsの企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式。

「BRICs経済に関連する企業」とは、BRICs諸国の経済成長や消費拡大により成長が見込まれる企業をいいます。これらの銘柄には、MSCI BRICインデックスの構成銘柄以外の銘柄も含まれます。したがって、当インデックスの構成銘柄以外にも投資を行うことがあります。また、当インデックスの構成銘柄であっても、必ず投資するとは限りません。

<ファンダメンタルズに基づいたボトム・アップ分析>

「ビジネスの質」および「経営者の質」について、それぞれ以下のような観点から評価し、銘柄選択を行います。

ビジネスの質	経営者の質
- 強力な価格決定力 - 長期的に安定した収益 - RoIC*が高水準または改善傾向 - フリー・キャッシュ・フローが高水準または改善傾向 など	- 経営資源管理能力 - 業界他社と比較した場合の企業収益の優位性 - 利益目標が株主利益と一致 - 社会的責任 など

* RoICとは利益を投下資本（有利子負債＋株主資本）で割った数値

<トップ・ダウン分析が更なる裏づけを提供>

エマージング債券チームおよびエマージング通貨チーム、政府関係者や規制当局担当者との情報交換を通じて、トップ・ダウン分析を加えます。

- マクロ的安定をもたらしうる構造変化
- 長期的な金利低下
- 低インフレ率
- 経済の成長性
- 透明性が高く適切な金融政策
- 持続可能な財政政策と通貨制度
- 透明性の高い規制環境 など

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【投資対象】**（a）投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

（b）投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- ３．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

（c）有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし４．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（d）その他の取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 指定投資信託証券の概要

1.

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICsポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国（以下BRICsといいます。）の企業ならびにBRICs諸国経済に関連する企業の発行する株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI BRICインデックス（米ドル・ベース）
主な投資対象	主として、BRICsの企業ならびにBRICs諸国経済に関連する企業の発行する株式および株式関連証券に投資します。 ADR（米国預託証券）、GDR（グローバル預託証券）、EDR（ヨーロッパ預託証券）などにも投資できます。 通常の状況において、資産の3分の2を株式または株式関連証券に投資します。
主な投資制限	単一の発行体の証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
信託報酬等	信託報酬： 年率1.00% 申込手数料： なし 解約手数料： なし 信託財産留保額： なし その他の費用： ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（保管および事務管理報酬、監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等を含みます。）は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年11月30日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

（注）上記投資信託証券の純資産価格については、算出日における当該投資信託証券への資金の流入の動向を反映して、一定の調整が行われます。これは、資金の流入から受ける取引コスト等が投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

2.

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりAa格もしくはP-1格またはこれ以上と格付けされるものとします。 購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務（ただし、変動利付および変更可能利付債務については2年以内）に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。
主な投資対象	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券
主な投資制限	通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。
信託報酬等	信託報酬： 年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします 申込手数料： なし 解約手数料： なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

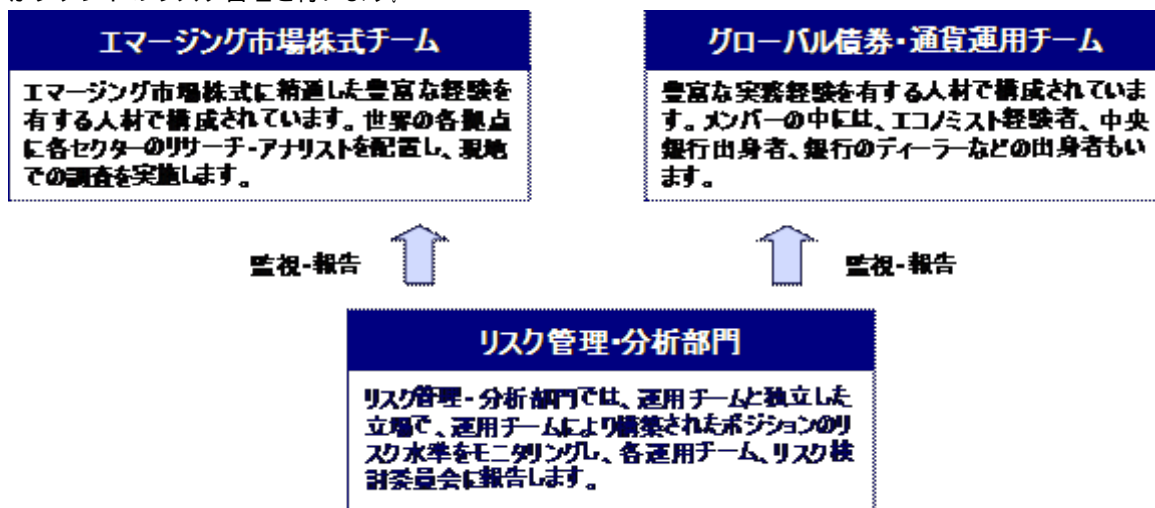
上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

（３）【運用体制】

ａ．組織

組入れ投資信託証券の運用は、専門の運用チームが担当します。なお、本ファンドにおける各投資信託証券の組入指図は委託会社のマルチプロダクト・ファンド室が担当します。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

毎4回決算を行い、毎計算期末（毎年2月14日、5月14日、8月14日および11月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。（ただし、分配対象額が少額の場合や基準価額の水準等によっては、分配を行わない場合があります。）



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- 1 投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、収益分配を行います。
- 2 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
- 3 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- 4 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることが出来ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

本ファンドは以下の分配原資を分配対象とすることができます。

1. 経費控除後の利子・配当等収益（インカム収益）
2. 経費控除後の売買益（キャピタル収益）
3. 経費控除後の評価益（キャピタル収益）
4. 分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積したインカム収益およびキャピタル収益）
5. 収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）

毎決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。収益分配は、これを行わない場合と比較すると、その金額相当分、基準価額が低くなり、その影響により、換金時・償還時において元本割れとなる可能性があるほか、信託財産の成長性に影響する可能性があります。本ファンドがキャピタル収益から収益分配金を支払う場合には、かかる影響の程度がより大きくなる傾向があります。

本ファンドは、当該計算期間におけるインカム収益を超えて収益分配金を支払う場合があります。また、過去に累積した上記分配原資から分配を行う場合、個別の投資家のお買付の時期により実質的な投資元本の払い戻しとなる場合があります。分配対象に相当するファンド資産は、通常、他の信託財産と同様に運用がなされており、収益分配金の支払いの

また、本ファンドが支払う分配金額の水準と、かかる分配金の支払いにより本ファンドの基準価額が減価すること、またその影響（複利効果の逸失）につき十分ご考慮ください。特に、元本の保全性を重視される投資家の場合には、上記のような分配金の払い出しは、そのご意向に合致しない場合があります。

商聯會與水坑口區鄉紳商議於下月去暑合



(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
4. 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
5. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

2. 外国為替予約の運用指図（信託約款第22条）

3. 資金の借入れ（信託約款第29条）

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額

を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）への投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．B R I C s への投資に伴うリスク

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるB R I C s への集中投資であり、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性が高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。また、カストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。

さらに、B R I C s の株式は、先進国の株式と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

B R I C s への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

2．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）・集中投資リスク

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドが組入れる投資信託証券は、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、一般的に多数の銘柄に分散投資した場合と比較して、ボラティリティ（価格変動率）が高くより大きなリスクがある場合があります。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

3．為替リスク

本ファンドの外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

4．アクティブ運用に関するリスク

本ファンドが投資する投資信託証券の組入れ銘柄は、ベンチマークとするインデックスの構成銘柄から大きく異なる場合があります。その結果、各投資信託証券の純資産価格の値動きが、ベンチマークの動きから大きくかい離することがあります。

5．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

6．債券の信用リスク

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券や短期金融市場証券への投資を行います。これらへの投資に際しては、発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること（債務不履行）等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げなど）も債券価格の下落要因となります。

7．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変

化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(e) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、MSCI BRICインデックス（円換算ベース）を運用上の参考指標として運用を行います。実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(f) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(g) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

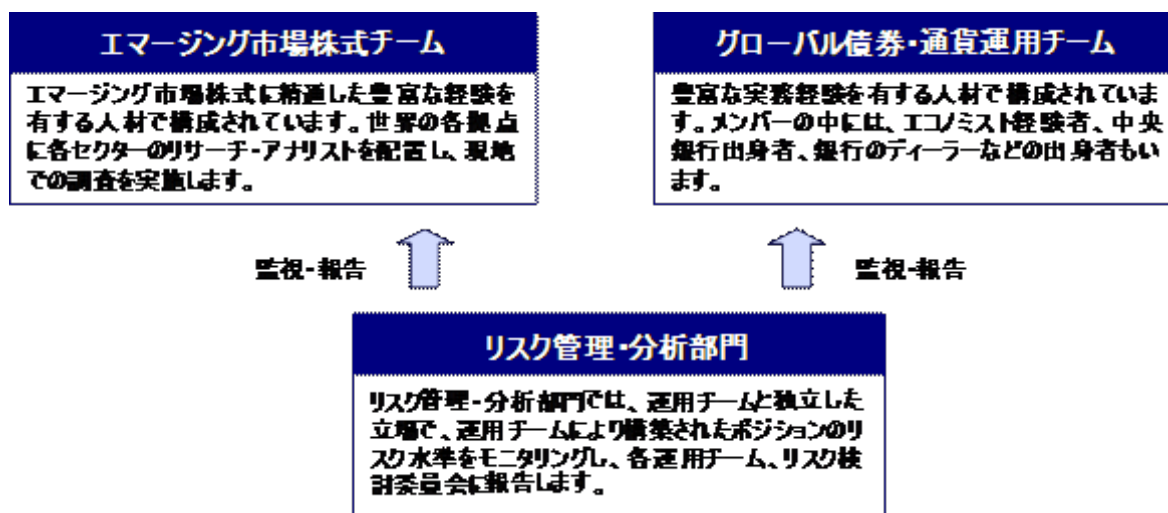
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(h) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は将来変更されることがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 3.675%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.945%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

合計	委託会社	販売会社	受託銀行
年率0.945%（税込）	年率0.021%（税込）	年率0.8925%（税込）	年率0.0315%（税込）

ただし、組入れる投資信託証券において、年率1.00%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.945%（税込）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（参考）組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率（年率）
ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S. I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス B R I C s ポートフォリオ	年率1.00%（注１）
アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド	年率0.35%（注２）

（注１）上記のほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用、その他株式等の売買手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等が別途かかります。

（注２）管理報酬、保管費用等を含む上限。

*詳しくは前記「第１ ファンドの状況 ２ 投資方針 (2) 投資対象 (e) 指定投資信託証券の概要」をご覧ください。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

なお、(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のためにを行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の信託報酬のほか、信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% ^{*2}
換金時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入る有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%（所得税7%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%（所得税7%）の税率が適用されます。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2010年 5 月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	6,317,951,607	96.95
	アイルランド	194,143,863	2.98
小計	—	6,512,095,470	99.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,523,466	0.07
合計（純資産総額）	—	6,516,618,936	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2010年5月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C. A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス	9,116,248.947	726.78	6,625,579,708	693.04	6,317,951,607	96.95
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	174.662	1,111,486.48	194,134,453	1,111,540.36	194,143,863	2.98

業種別及び種類別投資比率

（2010年5月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資証券	99.93
合計	99.93

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

（2010年5月31日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2010年5月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2010年5月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2008年5月14日)	5,574	5,837	1.0597	1.1097
2期	(2008年8月14日)	5,494	5,494	0.8522	0.8522
3期	(2008年11月14日)	2,428	2,428	0.3703	0.3703
4期	(2009年2月16日)	2,541	2,541	0.3812	0.3812
5期	(2009年5月14日)	3,536	3,536	0.5065	0.5065
6期	(2009年8月14日)	4,999	4,999	0.6349	0.6349
7期	(2009年11月16日)	6,156	6,156	0.7047	0.7047
8期	(2010年2月15日)	6,492	6,492	0.6647	0.6647
9期	(2010年5月14日)	6,928	6,928	0.7034	0.7034
	2009年5月末日	4,090	-	0.5733	-
	2009年6月末日	4,484	-	0.5875	-
	2009年7月末日	4,876	-	0.6265	-
	2009年8月末日	4,915	-	0.6129	-
	2009年9月末日	5,338	-	0.6483	-
	2009年10月末日	5,845	-	0.6826	-
	2009年11月末日	6,016	-	0.6760	-
	2009年12月末日	6,654	-	0.7326	-
	2010年1月末日	6,315	-	0.6626	-
	2010年2月末日	6,487	-	0.6576	-
	2010年3月末日	7,429	-	0.7467	-
	2010年4月末日	7,450	-	0.7540	-
	2010年5月末日	6,516	-	0.6623	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2008年1月21日 至 2008年5月14日	0.0500
第2期	自 2008年5月15日 至 2008年8月14日	0.0000
第3期	自 2008年8月15日 至 2008年11月14日	0.0000
第4期	自 2008年11月15日 至 2009年2月16日	0.0000
第5期	自 2009年2月17日 至 2009年5月14日	0.0000
第6期	自 2009年5月15日 至 2009年8月14日	0.0000
第7期	自 2009年8月15日 至 2009年11月16日	0.0000
第8期	自 2009年11月17日 至 2010年2月15日	0.0000
第9期	自 2010年2月16日 至 2010年5月14日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2008年1月21日 至 2008年5月14日	11.0
第2期	自 2008年5月15日 至 2008年8月14日	19.6
第3期	自 2008年8月15日 至 2008年11月14日	56.5
第4期	自 2008年11月15日 至 2009年2月16日	2.9
第5期	自 2009年2月17日 至 2009年5月14日	32.9
第6期	自 2009年5月15日 至 2009年8月14日	25.4
第7期	自 2009年8月15日 至 2009年11月16日	11.0
第8期	自 2009年11月17日 至 2010年2月15日	5.7
第9期	自 2010年2月16日 至 2010年5月14日	5.8

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１期	自 2008年 1 月21日 至 2008年 5 月14日	5,563,367,697 (0)	303,039,944 (0)	5,260,327,753 (0)
第２期	自 2008年 5 月15日 至 2008年 8 月14日	1,469,113,255 (0)	282,219,509 (0)	6,447,221,499 (0)
第３期	自 2008年 8 月15日 至 2008年11月14日	734,323,116 (0)	624,229,870 (0)	6,557,314,745 (0)
第４期	自 2008年11月15日 至 2009年 2 月16日	237,738,627 (0)	128,136,553 (0)	6,666,916,819 (0)
第５期	自 2009年 2 月17日 至 2009年 5 月14日	610,074,766 (0)	293,931,624 (0)	6,983,059,961 (0)
第６期	自 2009年 5 月15日 至 2009年 8 月14日	1,324,485,023 (0)	433,374,427 (0)	7,874,170,557 (0)
第７期	自 2009年 8 月15日 至 2009年11月16日	1,262,271,208 (0)	400,282,405 (0)	8,736,159,360 (0)
第８期	自 2009年11月17日 至 2010年 2 月15日	1,531,120,405 (0)	499,560,927 (0)	9,767,718,838 (0)
第９期	自 2010年 2 月16日 至 2010年 5 月14日	1,152,937,345 (0)	1,070,731,235 (0)	9,849,924,948 (0)

（注１）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：B R I C）。

- (4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。
- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：B R I C）。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日の一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容が重大なものに該当する場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更等」に定める書面決議にて当該重大な約款変更等に反対した受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、書面決議にて当該解約に反対した受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：B R I C）。年2回（年4回決算のうち5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2008年1月21日から開始し、2018年5月14日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「（５）その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年2月15日から5月14日まで、5月15日から8月14日まで、8月15日から11月14日までおよび11月15日から翌年2月14日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2008年1月21日から2008年5月14日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

a . 信託の終了

（a）受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める書面決議による手続きを準用します。

（b）その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記 b . に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記 b . に定める手続きを準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記の事項について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、

書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者(委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本(b)および下記b.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 から までに規定する手続きが困難な場合には適用しません。

b. 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項(上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c. その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記 a. および b. に規定する書面に付記します。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次の各号に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
 - ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ・委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

i．信託財産の登記等および記載等の保留等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k．再投資の指図

委託会社は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

l．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

m．信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

n．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、前特定期間（2009年5月15日から2009年11月16日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、当特定期間（2009年11月17日から2010年5月14日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（2009年5月15日から2009年11月16日まで）及び当特定期間（2009年11月17日から2010年5月14日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【G S B R I C s 株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2009年11月16日現在)	当期 (2010年 5 月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	8,940,000	-
コール・ローン	73,999,118	76,816,966
投資証券	6,145,265,951	6,916,939,319
未収利息	240	224
流動資産合計	6,228,205,309	6,993,756,509
資産合計	6,228,205,309	6,993,756,509
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	339,840	189,750
未払金	44,700,000	46,385,000
未払解約金	12,589,883	1,646,472
未払受託者報酬	440,947	543,181
未払委託者報酬	12,787,420	15,752,136
その他未払費用	699,603	861,810
流動負債合計	71,557,693	65,378,349
負債合計	71,557,693	65,378,349
純資産の部		
元本等		
元本	8,736,159,360	9,849,924,948
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2,579,511,744	2,921,546,788
(分配準備積立金)	308,203,327	308,448,063
元本等合計	6,156,647,616	6,928,378,160
純資産合計	6,156,647,616	6,928,378,160
負債純資産合計	6,228,205,309	6,993,756,509

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2009年 5 月15日 至 2009年11月16日	当期 自 2009年11月17日 至 2010年 5 月14日
営業収益		
受取配当金	58,102,839	69,390,478
受取利息	29,112	36,468
有価証券売買等損益	1,826,355,204	277,825,553
為替差損益	330,755,451	242,234,998
営業収益合計	1,553,731,704	33,836,391
営業費用		
受託者報酬	788,126	1,050,970
委託者報酬	22,855,547	30,477,971
その他費用	1,261,265	1,678,958
営業費用合計	24,904,938	33,207,899
営業利益	1,528,826,766	628,492
経常利益	1,528,826,766	628,492
当期純利益	1,528,826,766	628,492
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	48,256,978	75,493,678
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,446,317,211	2,579,511,744
剰余金増加額又は欠損金減少額	356,689,771	503,165,193
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	356,689,771	503,165,193
剰余金減少額又は欠損金増加額	970,454,092	770,335,051
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	970,454,092	770,335,051
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,579,511,744	2,921,546,788

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2009年 5 月15日 至 2009年11月16日	当期 自 2009年11月17日 至 2010年 5 月14日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2 . デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 特定期間の取扱い 2009年11月14日及びその翌日が休業日のため、本特定期間末日は2009年11月16日としております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左 (2) 特定期間の取扱い 2009年11月14日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2009年11月17日としております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (2009年11月16日現在)	当期 (2010年5月14日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	6,983,059,961円	8,736,159,360円
期中追加設定元本額	2,586,756,231円	2,684,057,750円
期中一部解約元本額	833,656,832円	1,570,292,162円
2. 特定期間末日における受益権の総数	8,736,159,360口	9,849,924,948口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,579,511,744円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,921,546,788円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自 2009年 5 月15日 至 2009年11月16日	区分	当期 自 2009年11月17日 至 2010年 5 月14日
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2009年 5 月15日から 2009年 8 月14日までの計算期間		2009年11月17日から 2010年 2 月15日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	28,841,871円	費用控除後の配当等収益額	16,379,503円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	222,260,798円	収益調整金額	385,664,090円
分配準備積立金額	266,338,965円	分配準備積立金額	291,663,139円
本ファンドの分配対象収益額	517,441,634円	本ファンドの分配対象収益額	693,706,732円
本ファンドの期末残存口数	7,874,170,557口	本ファンドの期末残存口数	9,767,718,838口
1口当たり収益分配対象額	0.065713円	1口当たり収益分配対象額	0.071020円
1口当たり分配金額	—円	1口当たり分配金額	—円
収益分配金金額	—円	収益分配金金額	—円
2009年 8 月15日から 2009年11月16日までの計算期間		2010年 2 月16日から 2010年 5 月14日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	26,922,153円	費用控除後の配当等収益額	32,175,521円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	294,664,745円	収益調整金額	425,482,187円
分配準備積立金額	281,281,174円	分配準備積立金額	276,272,542円
本ファンドの分配対象収益額	602,868,072円	本ファンドの分配対象収益額	733,930,250円
本ファンドの期末残存口数	8,736,159,360口	本ファンドの期末残存口数	9,849,924,948口
1口当たり収益分配対象額	0.069008円	1口当たり収益分配対象額	0.074511円
1口当たり分配金額	—円	1口当たり分配金額	—円
収益分配金金額	—円	収益分配金金額	—円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自 2009年11月17日 至 2010年 5 月14日
1 . 金融商品に対する取組方針 2 . 金融商品の内容及びそのリスク 3 . 金融商品に係るリスク管理体制	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 自 2009年11月17日 至 2010年 5月14日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品
	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
	(2) 有価証券
	「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
	(3) デリバティブ取引
	「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期（2009年11月16日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資証券	6,145,265,951	898,796,951
合計	6,145,265,951	898,796,951

種類	当期（2010年5月14日現在）	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	
投資証券	167,692,536	
合計	167,692,536	

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

前期 自 2009年5月15日 至 2009年11月16日	当期 自 2009年11月17日 至 2010年5月14日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。 2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	「(3) 注記表（金融商品に関する注記）」の「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	前期（2009年11月16日現在）				当期（2010年5月14日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	36,095,840	—	35,756,000	339,840	46,569,750	—	46,380,000	189,750
	合計	36,095,840	—	35,756,000	339,840	46,569,750	—	46,380,000	189,750

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	前期 自 2009年5月15日 至 2009年11月16日			当期 自 2009年11月17日 至 2010年5月14日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)						
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（１口当たり情報）

区分	前期 (2009年11月16日現在)	当期 (2010年5月14日現在)
１口当たり純資産額	0.7047円	0.7034円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I. C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビュー ション・シェアクラス	9,099,746.815	72,433,984.64	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド イン スティテューショナル・アキュムレー ション・シェアクラス	174.662	2,126,102.88	
小計			9,099,921.477	74,560,087.52	
				(6,916,939,319)	
合計				6,916,939,319	
				(6,916,939,319)	

(注) １．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 ２銘柄	100.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

(参考情報)

当ファンドは「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICS ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス」および「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、これらの投資証券です。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICS ポートフォリオ IX ディストリビューション・シェアクラス」は、ルクセンブルグ籍の会社型の外国投資証券です。同投資証券は、2009年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成されております。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス」はアイルランド籍の会社型の外国投資証券です。同投資証券は、2009年12月31日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成されております。

なお、以下に記載する「資産負債計算書」および「投資有価証券明細表」等の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は、監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス BRICs ポートフォリオ IX ディストリビュー
ション・シェアクラス

資産負債計算書
2009年11月30日現在

(単位：米ドル)

資産	
外国為替予約取引、先物、オプション、スワップ契約を除く投資有価証券 時価評価額	747,204,327
クラス投資信託証券の外国為替予約取引にかかる未実現利益	120,931
現金	1,978,788
差入保証金	1,622,925
投資売却未収金	9,637,550
投資信託証券売却未収金	3,505,826
未収配当金	732,375
その他資産	3,010
資産合計	764,805,732
負債	
受入保証金	1,353,447
先物にかかる未実現損失	32,827
投資信託証券買戻未払金	2,779,841
未払投資顧問報酬	1,126,849
未払管理事務代行報酬および保管報酬	44,756
未払販売報酬およびサービシング報酬	159,699
未払名義書換事務代行報酬	26,949
未払年次税	51,971
未払キャピタル・ゲイン税	204,024
未払監査報酬	17,621
未払投資主サービス報酬	6,040
未払取締役報酬	9,940
未払弁護士報酬	45,394
未払保険料	22,653
未払印刷費	24,451
その他負債	20,486
負債合計	5,926,948
純資産	758,878,784

投資有価証券明細表
2009年11月30日現在

株数	銘柄名称	評価額 (米ドル)	投資主持分割合(%)
ブラジル			
	公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券 普通株式		
910,247	Banco Bradesco S.A.-ADR (Banks)	19,015,060	2.51
705,679	BM&FBOVESPA S.A. (Diversified Financial Services)	4,737,482	0.62
61,000	Bradespar S.A.-Preferred (Investment Companies)	1,342,959	0.18
316,800	BRF-Brasil Foods S.A. (Food,Beverages & Tobacco)	7,436,535	0.98
5,200	BRF-Brasil Foods S.A.-ADR (Food,Beverages & Tobacco)	248,664	0.03
889,829	Brookfield Incorporacoes S.A. (Home Builders)	3,826,455	0.50
518,857	Companhia Brasileira de Meios de Pagamento (Commercial Services)	4,824,369	0.64
115,771	Companhia de Bebidas das Americas-ADR (Food, Beverages & Tobacco)	11,233,260	1.48
338,200	Cyrela Brazil Realty S.A. (Real Estate)	4,622,147	0.61
183,500	Diagnosticos da America S.A.(Healthcare Services)	5,708,306	0.75
689,749	Duralex S.A. (Building Materials)	5,991,301	0.79
434	Eletropaulo Metropolitana Eletricidade de Sao Paulo S.A.-Preferred “B” (Electric)	8,493	0.00
328,716	Fibria Celulose S.A.-ADR (Forest Products & Paper)	5,624,331	0.74
15,600	Gerdau S.A.-ADR (Iron/Steel)	252,720	0.03
477,800	Gerdau S.A.-Preferred (Iron/Steel)	7,622,942	1.00
1,410,673	Itau Unibanco Holding S.A.-ADR(Banks)	30,950,165	4.08
288,000	Lojas Renner S.A. (Retail)	6,098,436	0.80
277,335	Multiplan Empreendimentos Imobiliarios S.A. (Construction & Engineering)	5,122,471	0.68
1	NET Servicos de Comunicacao S.A.-Preferred (Media)	14	0.00
48,100	OGX Petroleo e Gas Participacoes S.A.-ADR(Oil & Gas)	8,369,400	1.10
696,100	Petroleo Brasileiro S.A.-ADR(Oil & Gas)	31,401,071	4.14
151,500	Tele Norte Leste Participacoes S.A.-ADR(Telecommunications)	3,263,310	0.43
300,000	Tractebel Energia S.A. (Electric)	3,705,504	0.49
328,500	Usinas Siderurgicas de Minas Gerais S.A.-Preferred “A” (Iron/Steel)	9,606,570	1.27
1,456,214	Vale S.A.-ADR(Mining)	41,924,401	5.53
268,115	Vivo Participacoes S.A.-ADR(Telecommunications)	7,984,465	1.05
		230,920,831	30.43
中国			
	普通株式		
4,166,000	Air China Ltd. “H” (Airlines)	2,984,831	0.39
528,000	Anhui Conch Cement Co., Ltd. “H” (Building Materials)	3,108,865	0.41
3,634,000	Anta Sports Products Ltd. (Retail)	5,416,724	0.71
17,634,000	Bank of China Ltd. “H” (Banks)	9,864,621	1.30
23,325,000	China Construction Bank Corp. “H” (Banks)	20,635,394	2.72
4,207,000	China Life Insurance Co., Ltd. “H” (Insurance)	20,975,822	2.76
3,269,850	China Merchants Bank Co., Ltd. “H” (Banks)	8,821,285	1.16
7,598,000	China Petroleum & Chemical Corp. “H” (Oil & Gas)	6,299,357	0.83
3,990,000	China Railway Group Ltd. “H” (Construction & Engineering)	3,125,635	0.41
4,936,000	China Shanshui Cement Group Ltd. (Building Materials)	3,229,427	0.43
2,622,500	China Shenhua Energy Co., Ltd. “H” (Coal)	12,713,862	1.68
2,472,000	China Yurun Food Group Ltd. (Food, Beverages & Tobacco)	6,087,463	0.80
2,768,000	Golden Eagle Retail Group Ltd. (Retail)	6,100,773	0.80
23,826,000	Industrial & Commercial Bank of China “H” (Banks)	20,025,934	2.64
1,901,000	Jiangxi Copper Co., Ltd. “H” (Mining)	4,806,066	0.63
6,372,000	Maanshan Iron & Steel “H” (Iron/Steel)	4,282,945	0.57
6,056,000	PetroChina Co., Ltd. “H” (Oil & Gas)	7,476,741	0.99
5,877,000	Shui On Land Ltd. (Real Estate)	3,423,578	0.45
1,039,000	Weichai Power Co., Ltd. “H” (Auto Parts & Equipment)	8,710,323	1.15
5,844,000	Zijin Mining Group Co., Ltd. “H” (Mining)	6,122,885	0.81
1,086,680	ZTE Corp. “H” (Telecommunications)	6,139,417	0.81
		170,351,948	22.45
香港			
	普通株式		
9,163,000	Belle International Holdings Ltd. (Retail)	11,338,057	1.49
2,080,000	China Mengniu Dairy Co., Ltd. (Food,Beverages & Tobacco)	6,370,735	0.84
1,942,000	China Mobile Ltd. (Telecommunications)	18,070,991	2.38
3,828,240	China Overseas Land & Investment Ltd. (Real Estate)	8,171,996	1.08
2,434,000	China Resources Land Ltd. (Real Estate)	5,590,496	0.74
1,882,000	China Resources Power Holdings Co., Ltd. (Electric)	3,820,160	0.50
4,326,000	China Unicom Hong Kong Ltd. (Telecommunications)	5,763,330	0.76
9,728,000	CNOOC Ltd. (Oil & Gas)	14,912,208	1.97
2,600,000	Minh Group Ltd. (Auto Parts & Equipment)	3,674,012	0.48
1,158,000	Shanghai Industrial Holdings Ltd. (Holding Companies-Diversified)	5,778,371	0.76
3,002,500	Shimao Property Holdings Ltd. (Real Estate)	5,630,756	0.74
		89,121,112	11.74

株数	銘柄名称	評価額 (米ドル)	投資主持分割合(%)
インド			
	普通株式		
1,457,808	Ashok Leyland Ltd. (Automobile Manufacturers)	1,638,481	0.22
60,744	Asian Paints Ltd. (Chemicals)	2,198,769	0.29
448,086	Crompton Greaves Ltd. (Electrical Components & Equipment)	3,802,896	0.50
292,456	Glenmark Pharmaceuticals Ltd. (Pharmaceuticals)	1,489,780	0.20
3,912,374	GVK Power & Infrastructure Ltd. (Electric)	4,275,913	0.56
265,930	HCL Technologies Ltd. (Software)	1,946,618	0.26
184,220	HDFC Bank Ltd. (Banks)	6,940,448	0.91
1,389,392	Hindustan Construction Co. (Construction & Engineering)	4,139,125	0.54
105,137	ICICI Bank Ltd. (Banks)	1,947,474	0.26
873,723	India Cements Ltd. (Building Materials)	2,091,099	0.28
851,394	Indiabulls Financial Services Ltd. (Diversified Financial Services)	2,323,747	0.31
2,019,608	Indiabulls Power Ltd. (Energy Sources)	1,428,466	0.19
1,239,254	Indiabulls Real Estate Ltd. (Real Estate)	5,479,636	0.72
1,396,565	Indiabulls Securities Ltd. (Diversified Financial Services)	1,057,186	0.14
213,280	Infosys Technologies Ltd. (Computers)	10,919,158	1.44
526,255	ITC Ltd. (Agriculture)	2,916,082	0.38
711,552	Jaiprakash Associates Ltd. (Construction & Engineering)	3,458,237	0.46
136,869	JSW Steel Ltd. (Iron/Steel)	2,919,254	0.38
238,115	Lanco Infratech Ltd. (Electric)	2,806,238	0.37
142,240	LIC Housing Finance Ltd. (Diversified Financial Services)	2,613,238	0.34
133,393	Mahindra Holidays & Resorts India Ltd. (Lodging)	1,043,858	0.14
222,973	Mphasis Ltd. (Software)	3,246,033	0.43
99,559	Oil India Ltd. (Oil & Gas)	2,756,788	0.36
248,234	Reliance Industries Ltd. (Oil & Gas)	5,638,903	0.74
113,550	Reliance Infrastructure Ltd. (Electric)	2,552,524	0.34
361,868	Shree Renuka Sugars Ltd. (Food, Beverages & Tobacco)	1,745,185	0.23
260,330	Sterlite Industries India Ltd. (Mining)	4,792,150	0.63
71,038	Sun Pharmaceutical Industries Ltd. (Pharmaceuticals)	2,251,896	0.30
357,007	Tata Motors Ltd. "A" (Automobile Manufacturers)	3,794,566	0.50
200,962	Tata Steel Ltd.-GDR (Iron/Steel)	2,500,939	0.33
177,975	Ultratech Cement Ltd. (Building Materials)	3,213,915	0.42
1,840,343	Unitech Ltd. (Real Estate)	3,113,007	0.41
130,138	United Spirits Ltd. (Food, Beverages & Tobacco)	3,528,361	0.46
752,244	Yes Bank Ltd. (Banks)	4,082,224	0.54
		110,652,194	14.58
ロシア			
	普通株式		
106,600	Gazprom OAO-ADR (traded in Germany) (Oil & Gas)	2,421,952	0.32
1,366,096	Gazprom OAO-ADR (traded in United Kingdom) (Oil & Gas)	31,037,701	4.09
6,303,783	Kuzbassrazrezugol (Coal)	2,363,919	0.31
306,500	Mechel -ADR (Iron/Steel)	5,989,010	0.79
13,940,570	OGK-4 OJSC (Electric)	692,846	0.09
1,672,124	Raspadskaya "S" (Coal)	7,379,806	0.97
1,297,266	Rosneft Oil Co.-GDR (Oil & Gas)	10,442,991	1.38
6,369,156	Sberbank of Russian Federation (Banks)	15,071,366	1.99
612,278	Vimpel-Communications-ADR (Telecommunications)	11,578,177	1.52
153,105	X 5 Retail Group NV-GDR (Food, Beverages & Tobacco)	4,384,927	0.58
		91,362,695	12.04
英国			
	普通株式		
182,802	Petropavlovsk Plc. (Mining)	3,715,604	0.49
普通株式合計(取得原価 米ドル 582,989,899)		696,124,384	91.73
米国			
	新株予約権証券		
9,407	LIC Housing Finance Ltd. exp. 10/12 (Diversified Financial Services)	173,531	0.02
新株予約権証券合計(取得原価 米ドル 132,611)		173,531	0.02
公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券合計(取得原価 米ドル 583,122,510)		696,297,915	91.75
その他譲渡性有価証券			
キプロス			
	普通株式		
450,580	Globaltrans Investment Plc.-GDR (Transportation)	3,834,436	0.50
普通株式合計(取得原価 米ドル 5,801,058)		3,834,436	0.50
英国			
	株価連動債		
110,768	Indiabulls Financial Services Ltd.-UBS AG London Equity Linked Note (07/05/2010)	307,492	0.04
75,109	Indiabulls Real Estate Ltd.-UBS AG London Equity Linked Note (21/05/2012)	333,472	0.05
		640,964	0.09
スイス			
	株価連動債		
198,021	ING Vysya Bank Ltd.-UBS AG London Equity Linked Note (10/09/2012)	1,263,662	0.16
580,216	Opto Circuits India Ltd.-UBS AG London Equity Linked Note (10/09/2012)	2,564,217	0.34
		3,827,879	0.50
株価連動債合計(取得原価 米ドル 3,916,787)		4,468,843	0.59

株数	銘柄名称	評価額 (米ドル)	投資主持分割合(%)
オランダ			
	参加証券		
218,042	Axis Bank Ltd.-JP Morgan Structured Products BV (10/09/2014)	4,666,099	0.62
160,629	Hindustan Construction Co.-JP Morgan Structured Products BV (30/06/2014)	477,068	0.06
1,074,007	IndusInd Bank Ltd.-JP Morgan Structured Products BV (12/08/2014)	2,803,158	0.37
		7,946,325	1.05
参加証券合計(取得原価 米ドル 6,745,233)		7,946,325	1.05
その他譲渡性有価証券合計(取得原価 米ドル 16,463,078)		16,249,604	2.14
米ドル			
	投資信託証券		
8,243,008	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund	8,243,008	1.09
2,660,000	GSAMI China Funds Plc.	26,413,800	3.48
		34,656,808	4.57
投資信託証券合計(取得原価 米ドル 34,843,008)		34,656,808	4.57
先物取引を除く投資合計(取得原価 米ドル 634,428,596)		747,204,327	98.46
先物取引			
枚数	銘柄名称	未実現損失 (米ドル)	投資主持分割合(%)
	米ドル		
258	SGX CNX Nifty Index	買建 (32,827)	(0.00)
先物取引にかかる未実現損失		(32,827)	(0.00)
投資評価額(取得原価 米ドル 634,428,596)		747,171,500	98.46
その他資産・負債		11,707,284	1.54
投資主持分		758,878,784	100.00
投資合計			
		評価額 (米ドル)	投資主持分割合(%)
先物取引を除く投資合計(取得原価 米ドル 634,428,596)		747,204,327	98.46
先物取引にかかる未実現損失		(32,827)	(0.00)
その他資産・負債		11,707,284	1.54
投資主持分		758,878,784	100.00

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド

資産負債計算書
2009年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	27,780,363,360
現金	21,216
未収配当金	3,980,563
その他資産	3,174
資産合計	27,784,368,313
負債	
未払分配金	1,379,509
未払投資顧問報酬	3,448,365
未払管理事務代行報酬および保管報酬	705,206
未払販売報酬および代行協会員報酬	242,548
未払名義書換事務代行報酬	309,115
未払監査報酬	19,469
未払投資主サービス報酬	217,871
未払取締役報酬	254,507
未払弁護士報酬	211,690
その他負債	134,052
負債合計	6,922,332
純資産	27,777,445,981

投資有価証券明細表
2009年12月31日現在

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
公認の金融商品取引所に上場もしくは規制ある市場で取引されている譲渡性有価証券					
エージェンシー債					
260,000,000	Fannie Mae Discount Notes	0.300%	14/01/2010	259,969,956	0.94
300,000,000	Fannie Mae Discount Notes	0.570%	15/01/2010	299,930,000	1.08
100,000,000	Federal Home Loan Banks	0.850%	02/03/2010	100,000,000	0.36
236,000,000	Federal Home Loan Banks	0.950%	05/04/2010	235,955,511	0.85
97,000,000	Federal Home Loan Banks	0.004%	09/04/2010	96,997,396	0.35
285,000,000	Federal Home Loan Banks	0.004%	13/04/2010	284,996,018	1.03
63,100,000	Federal Home Loan Banks	0.600%	21/06/2010	63,068,247	0.23
47,000,000	Federal Home Loan Banks	0.600%	21/06/2010	46,982,854	0.17
100,000,000	Federal Home Loan Banks	0.560%	27/08/2010	99,968,684	0.36
40,000,000	Federal Home Loan Banks	0.500%	22/10/2010	40,000,000	0.14
75,000,000	Federal Home Loan Banks	0.500%	27/10/2010	74,993,856	0.27
284,000,000	Federal Home Loan Banks	0.116%	01/12/2010	283,953,091	1.02
260,000,000	Federal Home Loan Banks	0.105%	06/12/2010	260,000,000	0.94
162,000,000	Federal Home Loan Banks	0.153%	13/05/2011	161,887,900	0.58
151,100,000	Federal Home Loan Banks	0.181%	25/05/2011	151,036,725	0.54
65,000,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.340%	01/02/2010	64,980,410	0.23
440,000,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.151%	12/07/2010	440,000,000	1.58
255,000,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.235%	03/09/2010	254,946,572	0.92
10,780,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.141%	01/02/2011	10,771,633	0.04
3,700,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.327%	09/03/2011	3,706,053	0.01
15,500,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.311%	01/04/2011	15,524,010	0.06
9,300,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.303%	07/04/2011	9,313,203	0.03
13,900,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.189%	04/05/2011	13,896,004	0.05
97,930,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.208%	05/08/2011	97,898,833	0.35
275,000,000	Federal National Mortgage Association	0.550%	12/07/2010	274,208,000	0.99
390,000,000	Federal National Mortgage Association	0.141%	13/07/2010	389,937,913	1.40
2,050,000	Federal National Mortgage Association	0.153%	13/05/2011	2,048,608	0.01
300,000,000	Freddie Mac Discount Notes	0.050%	24/02/2010	299,977,500	1.08
469,000,000	Freddie Mac Discount Notes	0.180%	18/05/2010	468,678,735	1.69
76,000,000	Freddie Mac Discount Notes	0.230%	01/07/2010	75,912,114	0.27
エージェンシー債合計				4,881,539,826	17.57
国債					
550,000,000	United States Cash Management Bill	0.090%	01/04/2010	549,876,251	1.98
250,000,000	United States Cash Management Bill	0.550%	10/06/2010	249,400,000	0.90
126,000,000	United States Cash Management Bill	0.420%	17/06/2010	125,755,078	0.45
549,860,000	United States Treasury Bill	0.200%	01/07/2010	549,307,085	1.98
国債合計				1,474,338,414	5.31
変動利付債					
126,000,000	Bank of America Corporation	0.331%	29/07/2010	126,000,000	0.45
225,000,000	International Finance Corporation	0.240%	05/01/2010	224,999,500	0.81
300,000,000	JPMorgan Chase & Co	0.231%	21/01/2011	300,000,000	1.08
100,000,000	Rabobank Nederland NV	0.251%	25/06/2010	100,000,000	0.36
100,000,000	Rabobank Nederland NV	0.273%	16/12/2010	100,000,000	0.36
200,000,000	Rabobank Nederland NV	0.253%	07/04/2011	200,000,000	0.72
390,000,000	Royal Bank of Scotland Plc	0.375%	09/02/2010	390,000,000	1.41
変動利付債合計				1,440,999,500	5.19
公認の金融商品取引所に上場もしくは規制ある市場で取引されている譲渡性有価証券合計				7,796,877,740	28.07
公認の金融商品取引所に上場もしくは規制ある市場で取引されている以外の譲渡性有価証券 譲渡性預金証書					
200,000,000	Australia And New Zealand Banking Group Ltd	0.255%	11/02/2010	200,001,138	0.72
244,000,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	0.260%	31/03/2010	244,006,028	0.88
300,000,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	0.290%	31/03/2010	300,007,408	1.08
200,000,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	0.278%	21/06/2010	200,004,749	0.72
300,000,000	Bank of Montreal	0.200%	21/01/2010	300,000,000	1.08
500,000,000	BNP Paribas	0.250%	15/01/2010	500,000,000	1.80
172,000,000	Caixa Geral De Depositos	0.200%	14/01/2010	172,000,000	0.62
800,000,000	Calyon	0.245%	11/01/2010	800,000,000	2.88
200,000,000	HSBC	0.320%	20/04/2010	200,006,033	0.72
400,000,000	ING Bank	0.255%	12/03/2010	400,000,000	1.44

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
譲渡性預金証書					
450,000,000	Lloyds TSB Bank	0.245%	12/01/2010	450,000,000	1.62
200,000,000	Lloyds TSB Bank	0.180%	29/01/2010	200,000,000	0.72
300,000,000	Mitsubishi UFJ Financial Group Inc	0.200%	19/01/2010	300,000,000	1.08
100,000,000	Mitsubishi UFJ Financial Group Inc	0.240%	04/03/2010	100,000,000	0.36
350,000,000	Royal Bank of Scotland	0.275%	29/03/2010	350,000,000	1.26
350,000,000	Societe Generale	0.250%	22/01/2010	350,000,000	1.26
275,000,000	Societe Generale	0.255%	22/03/2010	275,003,054	0.99
220,000,000	Svenska Handelsbanken	0.230%	25/01/2010	220,000,449	0.79
300,000,000	Westpac Banking Corporation	0.353%	10/12/2010	300,000,000	1.08
譲渡性預金証書合計				5,861,028,859	21.10
コマーシャル・ペーパー					
30,000,000	Amstel Funding Corp	0.450%	04/01/2010	29,998,500	0.11
80,000,000	Amsterdam Funding	0.220%	05/01/2010	79,997,511	0.29
85,000,000	Amsterdam Funding	0.250%	12/01/2010	84,993,507	0.31
60,000,000	Amsterdam Funding	0.260%	17/02/2010	59,978,850	0.22
34,000,000	Atlantis One Funding Corp	0.220%	03/02/2010	33,992,832	0.12
250,000,000	Atlantis One Funding Corp	0.260%	16/02/2010	249,913,750	0.90
100,000,000	Atlantis One Funding Corp	0.260%	23/02/2010	99,961,722	0.36
100,000,000	Charta LLC	0.130%	05/01/2010	99,998,222	0.36
100,000,000	Charta LLC	0.250%	07/01/2010	99,995,167	0.36
73,000,000	Clipper Receivables Company LLC	0.270%	12/01/2010	72,993,531	0.26
150,000,000	CRC Funding LLC	0.250%	11/01/2010	149,988,333	0.54
90,000,000	CRC Funding LLC	0.290%	04/02/2010	89,974,500	0.32
500,000,000	Deutsche Bank	0.020%	04/01/2010	499,999,166	1.80
54,499,000	Enterprise Funding	0.230%	08/01/2010	54,496,245	0.20
30,000,000	Enterprise Funding	0.240%	20/01/2010	29,996,042	0.11
84,150,000	Falcon Asset	0.160%	14/01/2010	84,144,834	0.30
15,000,000	Falcon Asset	0.150%	01/02/2010	14,998,063	0.05
15,000,000	Galleon Capital Corporation	0.060%	04/01/2010	14,999,900	0.05
50,000,000	Galleon Capital Corporation	0.210%	19/01/2010	49,994,500	0.18
75,000,000	Galleon Capital Corporation	0.210%	16/02/2010	74,979,396	0.27
75,000,000	Govco LLC	0.240%	06/01/2010	74,996,979	0.27
125,000,000	Jupiter Securitization	0.160%	25/01/2010	124,985,833	0.45
20,000,000	Jupiter Securitization	0.140%	26/01/2010	19,997,917	0.07
125,000,000	Liberty Street Funding	0.140%	04/01/2010	124,998,125	0.45
100,000,000	Lloyds TSB Bank	0.010%	04/01/2010	99,999,917	0.36
84,700,000	LMA SA	0.180%	19/01/2010	84,691,954	0.30
90,000,000	LMA SA	0.230%	25/01/2010	89,985,600	0.32
98,700,000	LMA SA	0.170%	27/01/2010	98,687,169	0.36
254,102,000	Matchpoint Finance	0.160%	20/01/2010	254,079,201	0.91
400,000,000	NRW Bank	0.270%	12/02/2010	399,869,332	1.44
270,000,000	NRW Bank	0.230%	19/02/2010	269,915,475	0.97
53,197,000	Old Line Funding	0.220%	13/01/2010	53,192,744	0.19
50,000,000	Ranger Funding	0.250%	10/02/2010	49,985,556	0.18
50,000,000	Ranger Funding	0.250%	11/02/2010	49,985,194	0.18
568,759,000	Societe Generale	0.010%	04/01/2010	568,758,525	2.06
325,000,000	Standard Chartered Plc	0.210%	21/01/2010	324,960,277	1.17
30,000,000	Straight-A Funding	0.170%	04/01/2010	29,999,450	0.11
75,000,000	Straight-A Funding	0.140%	21/01/2010	74,993,750	0.27
100,000,000	Straight-A Funding	0.180%	09/03/2010	99,966,500	0.36
77,741,000	Thames Asset Global Securitisation	0.210%	07/01/2010	77,737,761	0.28
53,019,000	Thames Asset Global Securitisation	0.230%	12/01/2010	53,014,950	0.19
39,459,000	Thames Asset Global Securitisation	0.230%	14/01/2010	39,455,438	0.14
40,000,000	Thames Asset Global Securitisation	0.220%	15/01/2010	39,996,267	0.14
75,000,000	Ticonderoga Master Funding Ltd	0.180%	11/01/2010	74,995,833	0.27
50,163,000	Ticonderoga Master Funding Ltd	0.230%	25/01/2010	50,154,974	0.18
77,741,000	Tulip Funding Corp	0.210%	07/01/2010	77,737,761	0.28
73,415,000	Tulip Funding Corp	0.230%	20/01/2010	73,405,701	0.26
60,000,000	Tulip Funding Corp	0.190%	04/02/2010	59,988,667	0.22
155,000,000	Variable Funding International	0.190%	11/01/2010	154,990,958	0.56
150,000,000	Westpac Banking Corporation	0.260%	15/01/2010	149,983,667	0.54
100,000,000	Windmill Funding Corporation	0.210%	06/01/2010	99,996,528	0.36
100,000,000	Windmill Funding Corporation	0.230%	11/01/2010	99,993,056	0.36
100,000,000	Windmill Funding Corporation	0.230%	12/01/2010	99,992,361	0.36

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
コマーシャル・ペーパー					
65,400,000	Windmill Funding Corporation	0.250%	10/02/2010	65,381,107	0.24
35,000,000	Windmill Funding Corporation	0.260%	17/02/2010	34,987,663	0.13
コマーシャル・ペーパー合計				6,121,256,761	22.04
要求払い手形					
750,000,000	Bank of America Corporation	0.250%	15/01/2010	750,000,000	2.70
要求払い手形合計				750,000,000	2.70
現先取引					
711,200,000	Banc of America Securities LLC	0.020%	04/01/2010	711,200,000	2.56
1,000,000,000	Barclays Bank Plc	0.000%	04/01/2010	1,000,000,000	3.60
50,000,000	Deutsche Bank	0.010%	04/01/2010	50,000,000	0.18
1,000,000,000	ING Bank	0.010%	04/01/2010	1,000,000,000	3.60
500,000,000	Morgan Stanley & Co Incorporated	0.010%	04/01/2010	500,000,000	1.80
現先取引合計				3,261,200,000	11.74
ヤンキー譲渡性預金証書					
240,000,000	Wespac Banking Corporation	0.653%	09/03/2010	240,000,000	0.86
ヤンキー譲渡性預金証書合計				240,000,000	0.86
公認の金融商品取引所に上場もしくは規制ある市場で取引されている以外の譲渡性有価証券合計				16,233,485,620	58.44
預金					
定期預金					
500,000,000	Bank of Ireland	0.070%	04/01/2010	500,000,000	1.80
750,000,000	BNP Paribas	0.100%	04/01/2010	750,000,000	2.70
500,000	Caylon	0.100%	04/01/2010	500,000,000	1.80
1,000,000,000	Danske Bank A/S	0.120%	04/01/2010	1,000,000,000	3.60
500,000,000	Lloyds TSB Bank	0.080%	04/01/2010	500,000,000	1.80
500,000,000	Natixis	0.020%	04/01/2010	500,000,000	1.80
定期預金合計				3,750,000,000	13.50
預金				3,750,000,000	13.50
投資資産合計				27,780,363,360	100.01
投資合計				評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
エージェンシー債合計				4,881,539,826	17.57
国債合計				1,474,338,414	5.31
変動利付債合計				1,440,999,500	5.19
譲渡性預金証書合計				5,861,028,859	21.10
コマーシャル・ペーパー合計				6,121,256,761	22.04
要求払い手形				750,000,000	2.70
現先取引合計				3,261,200,000	11.74
ヤンキー譲渡性預金証書合計				240,000,000	0.86
定期預金合計				3,750,000,000	13.50
その他資産・負債				(2,917,379)	(0.01)
純資産				27,777,445,981	100.00

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2010年5月31日現在）

資産総額	6,540,251,225円
負債総額	23,632,289円
純資産総額（ - ）	6,516,618,936円
発行済口数	9,839,316,267口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6623円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

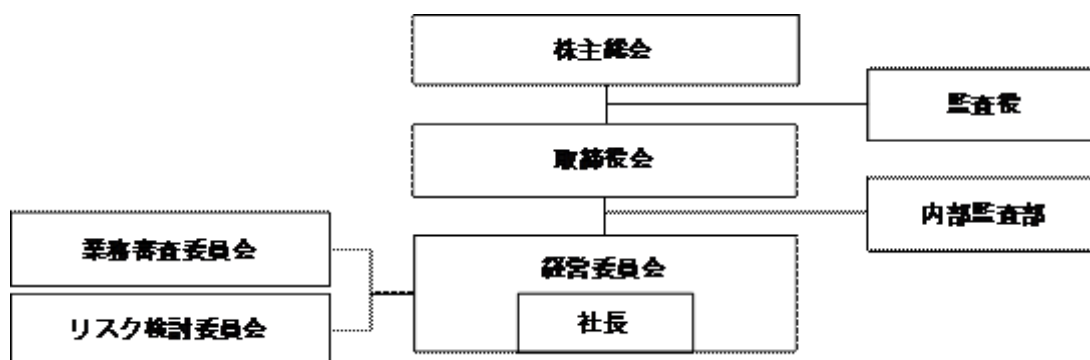
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役の専権事項を除きます。）。

委託会社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、経営委員会に直属し、委託会社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。

リスク検討委員会は、経営委員会に直属し、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2010年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	100	1,459,596,190,445
合計	100	1,459,596,190,445

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第15期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第14期 (平成21年 3月31日現在)			第15期 (平成22年 3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			10,011,133			18,045,296	
有価証券			5,000,000			-	
支払委託金			25			25	
収益分配金		25			25		
前払費用			63,907			23,056	
前払金			178,141			-	
未収委託者報酬			1,238,764			1,299,989	
未収運用受託報酬			602,757			1,029,794	
未収収益	★ 1		90,537			216,482	
未収還付法人税等			1,166,190			-	
未収消費税等			144,192			-	
立替金	★ 1		177,919			119,660	
繰延税金資産			209,183			628,311	
流動資産計			18,882,753	87.7		21,362,618	88.8
固定資産							
無形固定資産			191,869			133,885	
ソフトウェア		191,175			133,190		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,445,678			2,549,148	
投資有価証券		1,184,859			1,080,100		
繰延税金資産		1,254,574			1,457,997		
その他の投資等		6,245			11,050		
固定資産計			2,637,548	12.3		2,683,034	11.2
資産合計			21,520,301	100.0		24,045,652	100.0

期別		第14期 (平成21年3月31日現在)			第15期 (平成22年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			2,843			376	
未払金			480,304			543,981	
未払収益分配金		73			99		
未払償還金		72			72		
未払手数料		480,159			543,810		
未払費用	* 1		1,526,624			2,117,352	
前受収益			958			-	
役員賞与引当金			15,617			18,623	
未払法人税等			-			889,617	
未払消費税等			-			64,891	
流動負債計			2,026,349	9.4		3,634,842	15.1
固定負債							
長期未払費用	* 1		2,269,841			3,004,509	
役員退職慰労引当金			774,132			875,845	
その他固定負債			650			6,843	
固定負債計			3,044,624	14.2		3,887,197	16.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			0	
特別法上の準備金計			0	0.0		0	0.0
負債合計			5,070,974	23.6		7,522,041	31.3

有価証券報告書（内国投

期別		第14期 （平成21年3月31日現在）			第15期 （平成22年3月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			15,550,494			15,600,864	
その他利益剰余金		15,550,494			15,600,864		
繰越利益剰余金		15,550,494			15,600,864		
株主資本合計			16,430,494	76.3		16,480,864	68.5
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		18,832			42,747		
評価・換算差額等合計			18,832	0.1		42,747	0.2
純資産合計			16,449,327	76.4		16,523,611	68.7
負債・純資産合計			21,520,301	100.0		24,045,652	100.0

期別			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			13,274,586			11,932,945	
		運用受託報酬	* 2		4,433,223			5,861,079	
		その他営業収益	* 2		1,221,154			2,767,961	
		営業収益計			18,928,964	100.0		20,561,986	100.0
		営業費用							
		支払手数料			6,269,299			5,839,252	
		広告宣伝費			201,682			48,305	
		調査費			1,550,486			3,125,052	
		調査費		1				2	
		委託調査費	* 2	1,550,484			3,125,049		
		委託計算費			262,581			234,639	
		営業雑経費			667,778			454,971	
		通信費		264,744			194,331		
		印刷費		368,837			235,354		
		協会費		34,196			25,285		
		営業費用計			8,951,829	47.3		9,702,221	47.2
		一般管理費							
		給料			4,654,254			7,513,406	
		役員報酬		18,004			321,315		
		給料・手当		2,666,694			2,324,836		
		賞与		317,205			1,453,569		
		株式従業員報酬	* 1,2	334,490			807,365		
		その他の報酬		1,317,859			2,606,320		
		交際費			34,974			37,321	
		寄付金			21,140			11,957	
		旅費交通費			175,670			169,402	
		租税公課			37,041			45,811	
		不動産賃借料			476,823			429,868	
		退職給付費用			107,546			895,133	
		役員退職慰労引当金繰入額			-			111,599	
		役員賞与引当金繰入額			-			92,128	
		固定資産減価償却費			58,959			58,772	
事務委託費			379,680			305,372			
諸経費			570,468			425,057			
一般管理費計			6,516,558	34.4		10,095,832	49.1		
	営業利益			3,460,576	18.3		763,933	3.7	

期別			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		為替差益			-			29,994	
		受取利息			74,722			38,635	
		投資有価証券売却益			-			60,336	
		株式従業員報酬	* 1,2		758,109			-	
		役員退職慰労引当金 戻入益			107,770			-	
		役員賞与引当金戻入 益			630			-	
		雑益			100			500	
		営業外収益計			941,333	5.0		129,466	0.6
		営業外費用							
		支払利息	* 2		35,664			70	
		株式従業員報酬	* 1,2		-			558,478	
		為替差損			85,114			-	
		投資有価証券売却損			406,355			-	
		雑損			2			7	
		営業外費用計			527,136	2.8		558,555	2.7
経常利益					3,874,773	20.5		334,843	1.6

期別		第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	過年度株式従業員報酬 修正益			-			112,791	
	特別利益計			-	0.0		112,791	0.5
	特別損失							
	投資有価証券評価減			189,050			-	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			0			-	
	特別損失計			189,051	1.0		-	0.0
税引前当期純利益				3,685,721	19.5		447,635	2.2
法人税、住民税及び事業税				356,586	1.9		1,036,224	5.0
法人税等調整額				1,025,538	5.4		638,958	3.1
当期純利益				2,303,596	12.2		50,369	0.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第14期
（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

第15期
（自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成21年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
事業年度中の変動額									
当期純利益				50,369	50,369	50,369			50,369
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	23,915	23,915	23,915
事業年度中の変動額合計	-	-	-	50,369	50,369	50,369	23,915	23,915	74,284
平成22年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611

重要な会計方針

区分	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 同左

区分	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 （平成21年3月31日現在）	第15期 （平成22年3月31日現在）																												
* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td> 未収収益</td><td>98,024千円</td></tr> <tr> <td> 立替金</td><td>77,798千円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 未払費用</td><td>217,717千円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 長期未払費用</td><td>86,468千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	98,024千円	立替金	77,798千円	流動負債		未払費用	217,717千円	固定負債		長期未払費用	86,468千円	* 1 関係会社項目 同左 <table> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td> 未収収益</td><td>156,637千円</td></tr> <tr> <td> 立替金</td><td>86,046千円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 未払費用</td><td>84,101千円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 長期未払費用</td><td>241,783千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	156,637千円	立替金	86,046千円	流動負債		未払費用	84,101千円	固定負債		長期未払費用	241,783千円
流動資産																													
未収収益	98,024千円																												
立替金	77,798千円																												
流動負債																													
未払費用	217,717千円																												
固定負債																													
長期未払費用	86,468千円																												
流動資産																													
未収収益	156,637千円																												
立替金	86,046千円																												
流動負債																													
未払費用	84,101千円																												
固定負債																													
長期未払費用	241,783千円																												

（損益計算書関係）

第14期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬 1,147,752千円 その他営業収益 1,221,154千円 営業費用 委託調査費 1,550,484千円 株式従業員報酬 10,698千円 営業外収益 株式従業員報酬 221,263千円 営業外費用 支払利息 35,664千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 同左 営業収益 運用受託報酬 275,256千円 その他営業収益 2,755,632千円 営業費用 委託調査費 3,125,049千円 株式従業員報酬 108,229千円 営業外費用 株式従業員報酬 175,228千円

（株主資本等変動計算書関係）

第14期（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第15期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第14期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

第15期
（自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日）

（1）金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金及び未収委託者報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、及び当社が運用を委託される投資信託から受領する委託者報酬を見越計上することにより発生する未収委託者報酬に関して、運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬に関しては、当社が運用する投資信託から受取る報酬金額を回収できなかったケースは無く、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の額が予め社内を設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75％が預金であり、また預金残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	18,045,296	18,045,296	-
未収委託者報酬	1,299,989	1,299,989	-

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	18,045,296	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,299,989	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）					第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）				
1．その他有価証券で時価のあるもの					1．その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,080,100	72,073
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	145,079	145,079	-					
合計		1,153,105	1,184,859	31,752					
（注）当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。					2．当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
1,942,487	10,044	416,399			205,415	60,336	-		
3．時価評価されていない主な有価証券の内容									
	貸借対照表計上額（千円）								
その他有価証券 コマーシャル・ ペーパー	5,000,000								
4．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有 目的の債券の今後の償還予定額									
	1 年以内 （千円）	1 年超 5 年以内 （千円）	5 年超 10 年以内 （千円）	10年超 （千円）					
コマーシャル ・ペーパー	5,000,000	-	-	-					

（デリバティブ取引関係）

第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） 未払費用 240,294 千円 その他 50,980 小計 291,274 繰延税金負債（流動負債） 未収事業税 82,091 小計 82,091 繰延税金資産の純額 209,183 繰延税金資産（固定資産） 長期未払費用 827,893 役員退職慰労引当金 315,022 投資有価証券評価減 76,931 その他 47,648 小計 1,267,494 繰延税金負債（固定負債） その他有価証券評価差額金 12,920 小計 12,920 繰延税金資産の純額 1,254,574 1,463,757 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） 未払費用 542,061 千円 未払事業税 69,035 その他 17,214 小計 628,311 繰延税金負債（流動負債） 小計 - 繰延税金資産の純額 628,311 繰延税金資産（固定資産） 長期未払費用 1,106,725 役員退職慰労引当金 356,410 その他 24,188 小計 1,487,324 繰延税金負債（固定負債） その他有価証券評価差額金 29,326 小計 29,326 繰延税金資産の純額 1,457,997 千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69 % （調整） 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 3.12 その他 0.06 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.49 %	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69 % （調整） 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 49.38 その他 1.33 税効果会計適用後の法人税等の負担率 88.75 %
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1） 株式従業員報酬（注1） 資金の借入の償還（注2） 利息の支払（注2）	10,698 221,263 5,000,000 35,664	未払費用 長期未払費用 立替金	217,717 86,468 77,798
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3） その他営業収益（注3） 委託調査費の支払（注3）	1,147,752 1,221,154 1,550,484	未収収益	98,024
取引条件及び取引条件の決定方針等 （注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。 （注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。 なお担保は差し入れておりませんでした。 （注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。											

第14期
（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注１） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第15期
（自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ザ・ゴールド マン・サックス・ グループ・ インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク市	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業 員報酬の 配賦	営業費用及び 一般管理費 （注1）	108,229	未払費用	84,101
							株式従業員報 酬（注1）	175,228	長期未払 費用	241,783
									立替金	86,046
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ ル・ピー	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク市	206 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 （注2）	275,256		
							その他営業収 益（注2）	2,755,632	未収収益	156,637
							委託調査費の 支払（注2）	3,125,049		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第15期
(自 平成21年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港 区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	業務委託 役員の兼 任	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注１） 有価証券の償 還 受取利息	198,634 2,511,001 5,000,000 958	未払手数 料 未払費用 立替金	23,069 362,141 1,398
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港 区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関す る人件費等の 負担金（注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 6,525,884 361,419	未払費用 立替金 長期未払 費用	1,121,537 30,417 2,899,556
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バンク ・USA	アメリカ 合衆国ユ タ州	2 百万ドル	銀行業	-	現金の預 入	受取利息	958	現金・預 金	876,973
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメント ・ストラテ ジー・LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	69 百万ドル	投資顧問業	-	投資助言	運用受託報酬 （注３）	2,031,894	未収収益	59,844
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・グロー バル・サー ビス・リ ミテッド	ケイマン 諸島	21 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	従業員出 向受入	出向者に関す る人件費等の 負担金（注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 100,709 19,604	未払費用 長期未払 費用	136,305 3,202

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

（注３）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）		第15期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,570,207円43銭	１株当たり純資産額	2,581,814円32銭
１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭	１株当たり当期純利益金額	7,870円26銭
損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円	損益計算書上の当期純利益	50,369千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	50,369千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

（2010年3月末日現在）

名称	資本の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

（2010年3月末日現在）

名称	資本の額	事業の内容
株式会社七十七銀行	24,658百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
シティバンク銀行	123,100百万円	
楽天銀行株式会社	54,997百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社東邦銀行	18,684百万円	
信金中央金庫	290,998百万円	信用金庫法に基づき、全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫連合会の事業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,921百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
野村證券株式会社 ^{*1}	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	4,207百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	
リテラ・クレア証券	3,794百万円	
カブドットコム証券	7,196百万円	
マネックス証券株式会社	3,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年11月20日	臨時報告書
2010年 2 月12日	有価証券届出書
2010年 2 月12日	有価証券報告書
2010年 2 月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S B R I C s 株式ファンドの平成21年5月15日から平成21年11月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S B R I C s 株式ファンドの平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	大畑 茂
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月16日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S B R I C s 株式ファンドの平成21年11月17日から平成22年5月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S B R I C s 株式ファンドの平成22年5月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。